

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 2026年 2月 17日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県東御市八重原字折戸口3653-1、3653-32、3653-33、3653-2、3653-37
----------------	--

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
廃棄費用の積立額が実際の撤去の際に足りなかった場合、責任をもって廃棄するとの認識で間違いないか。	住民説明会参加者	住民説明会資料の積立額はあくまでも国が定めた基準値によるものであり、積立額だけでは足りなくなることも十分に考えられるが、撤去の際は責任をもって対応する。
工事の際に大型車両が通行した場合、道路を破損する恐れはないか。	住民説明会参加者	工事で出入りする車両は10tまたは4tを予定しており、一般的には道路が破損することはないと考えられるが、車両旋回の際などに必要に応じて敷鉄板等の対策を行う。仮に破損させた場合は、補修対応する。
この事業は今回のようにメンテナンスを行い継続されるということで、終了する予定はあるのか。	住民説明会参加者	FIT法では残り11年ほどだが、それ以降も事業を継続する計画。事業を継続する限り責任をもって保守点検を行う。
除草は年1回との説明だったが何月頃に実施しているのか。また、除草剤は実施しているか。可能であれば繁茂している時期に除草していただきたい。	住民説明会参加者	特定の時期は決めておらず、点検時に状況を確認した上で実施している。除草の使用有無については確認を行う。時期についても検討する。